○過労自殺に心因的要因等被災者側の要因が作用した場合の賠償額減額の法理と可否

三柴　文典

東京高裁平成一四年七月二三日判決（平成一三年（ネ）一三四五号）損害賠償請求控訴事件）三洋電機サービス事件（労判八五二号七三頁）－控訴請求一部認容、Ｙら請求棄却－最高裁第二小法廷決定平成一五年一〇月一〇日（判例集未登載）・上告棄却（確定）。

【要旨】

Ｚ（被災者）の精神状態は既に病的な状態にあって、医師の適切な措置を必要とする状況であり、このことはＹ２（一審被告：被災者の元上司）にも認識することができたものというべきだから、Ｙ１（一審被告：会社）に代わって部下である従業員について業務上の事由による心理的負荷のため精神面での健康が損なわれていないかどうかを把握し、適切な措置をとるべき注意義務に従って、Ｚの心身の状況について医学的見地に立った正確な知識や情報を収集し、Ｚの休養の要否について慎重な対応をすることが要請されていたものというべきであるから、Ｙ２にはそのような注意義務に違反した過失があり、また、Ｙ１も同様に従業員の精神面での健康状態についても十分配慮し、使用者として適切な措置を講ずべき義務に違反したものというべきである。

Ｚの受診時の愁訴内容や複数の客観式試験結果に基づくかかりつけ医の診断、鑑定人医師による意見、等から、Ｚは遅くとも自殺未遂事故を起こしたころには心因性うつ病に罹患していたものと認めるのが相当である。

Ｚはもともと精神的な負荷に対する耐性に弱い面があったこと、病の父親への心配とＸ１（一審原告：被災者の元妻）への申し訳ない思い、その後一郎を失ったショック、良き相談相手であったＡ（Ｚの元同僚）への転勤内示、Ｚ自身の真面目で几帳面な性格、等の様々な要因が重なって再度の自殺の企てに及んだものと認められるが、Ｙ２がＺから休暇届が出された際にこれに適切に対応をし、あるいは、Ｚが自殺を図ったことがあることを知った時点で、それまでのＺに対する対応の仕方について再考し、Ｚの精神面での健康状態を調査して改めてＺの休養の必要性について検討していれば、Ｚが自殺により死亡することを防止しうる蓋然性はあった。

したがって、上記のＹらの注意義務違反とＺの死亡との間には因果関係があるものというべきであるが、上記のとおりＺの再度の自殺の企ての原因には様々な事情が競合し、Ｚの自由な意思が介在している面も否定できず、Ｚ自身の性格や素因から来る心因的要因が寄与しているものと認められ、Ｚの死亡による損害の全部をＹらに賠償させるのは公平を失するものというべきであるから、Ｙらの損害賠償責任の範囲を判断するに当たっては、民法７２２条を類推適用して、Ｚの性格や素因から来る心因的要因を斟酌すべきである。

【事実の概要】

本件被災者であるＺは、昭和四五年四月にＹ１（一審被告会社）に入社、昭和六二年頃、部品部管理課に配属され、平成三年係長に昇進した。

他方、Ｙ２（一審被告乙山）は、管理課への配属以降、Ｚの直属の上司（当初課長、平成六年から部長）であった。ＡはＺの長年の友人で事件当時は同じ課の課長、Ｂは同じく係長の職にあった。

平成七年二月八日、Ｚに課長昇進の内示が示され、Ｘ１（Ｚの元妻）は喜んだが、Ｚは自信がないと吐露していた。その一九日から三月五日までの一五日間、二七日の午後を除き、ＺはＹ１に連続して出勤しなかった（うち一〇日間は年休消化、二日間はフレックス休暇（※年休等とは別に会社独自に与えられる休暇）、三日間は休日）。このうち三日間、Ｚは、Ｘらに仕事の負担と辞意を伝え、無断で外泊した。帰宅後も悩みを吐露したが、Ｘ１が、Ｚの父親の病、嫁入り前の娘、家のローンのことなどを理由に仕事の継続を頼んだことを受け、

辞職を思いとどまった。Ｚは、辞令公布日の二一日も勤務を休んだが、Ｘ１はAに架電し、Ｚの休暇理由として父一郎の入院を申し出た。二七日午後の出社時にも、Ｙ２からの問いに対し、本人より同旨の返答がなされた。なお、課長昇進後のＺの仕事は係長時代に比べさほど変わらず、格別過剰なものではなく、八時に出勤し一八時半頃には帰宅していた。

平成七年四月、一郎は、公園で転倒して頭部を負傷し、入院した。同六月は、二日から七日にかけて計六日間連続で出勤せず（年休消化五日間、休日一日、フレックス休暇一日）、その間、五日には、Ｘ１から初めてＺの事情を聞いたＡ、Ｚ、Ｘ１の三者間で話し合いがもたれた。この席でＸ１は、Ｚの辞職もやむを得ない旨述べた。八日には、Ｚの出勤の際、Ｘ１がＹ１まで尾行し、同社屋前で逡巡するＺをＡとＢに依頼して社屋内に入れさせた（※一審はこの趣旨を必ずしも明確にしていないが、二審は、退職の話をしに行ったＺを心配しただけで無理矢理仕事に就かせようとしたものでない、としている）。Ｚは、その日、自らの求めでＹ２と話し合いを行い、その席で、一郎の病状が芳しくないこと、自分にとって課長職が負担であることを告げ、退職の意思を示した。Ｙ２は、Ｚに対し、励ましの言葉と共に、「自殺できるものならしてみろ」、との趣旨を述べた。

その後約四ヶ月間は通常勤務をしていたが、平成七年一一月には、一郎の状態悪化を理由に二度の早退があり、同一二月三〇日から平成八年一月四日の間は冬期休暇を取った。そして、翌五日に一郎が死亡し、六日から一五日まで出勤しなかった（うち五日間は年休・慶弔休暇、二日間がフレックス休暇、三日間が休祝日）。

平成八年四月には、一三日から二三日までの一一日間出勤しなかった（うち年休計七日間、フレックス休暇二日、休日二日）。うち一八日、Ｚは排気ガスでの自殺を企図したが未遂に終わり、一九日、Ｘ１よりその旨Aに伝えられた（Ｙ２がこの事故を知ったのは遅くとも五月下旬頃までとされる）。Ｚは、二〇日に退職届を作成。二二日には、レストランでＸ１、Ｙ２、Aの三者間で話し合いがもたれ、Ｘ１よりＺを退職させたい旨が伝えられたが、話し合いの結果、従前の経過は、Ｙ２限りにとどめ、Ｚに対し勤務継続へ向けた説得を行う方針が確認された。翌二三日、Ｙ２とAがＸ１ら方を訪れ、Ｚ及びＸ１と話し合いを行った。この席でＹ２は、大声を出したり胸倉をつかむまでしてＺを説得したが、Ｚは泣きながら拒絶し、翻意を得られなかった。Ｘ１は、Ｚの懲戒解雇を恐れ、自らＺを説得する旨Ｙ２に伝え、その場を納めた。

平成八年五月には、Ｚは四度にわたり、Ｉクリニックで受診（※但し先の自殺未遂事件については伝えていない）してＩ医師よりうつ的傾向を認められ、同七日には、自律神経失調症により１ヶ月の休養を要する旨記載された診断書をＹ２に呈示した。しかし、Ｙ２は、これを示して休暇をとると気違いと思われる旨Ｚに伝え、あわせてＹ１の管理職登用試験である主事試験の受験（任意）を勧めたことを受け、Ｚは、同診断書を持ち帰り、記載された休養をとらなかった。二一日には、ＺはＸ２（Ｚの元娘）のためＹ１関連会社と車両リース契約を結んだが、その際には調子が回復したから大丈夫と述べていた。翌六月、Ｚは、Ｙ１の主事一次試験（論文・面接）を受験して合格し、その後は二次試験へ向けた準備をしていた。

平成八年八月一〇日から一八日の計九日間、Ｚは、連続して夏期休暇をとり、また二三日と二四日の両日にはフレックス休暇をとり、二五日の休日とあわせて、Ｘらに無断で外泊した。九月二日には、Ｙ１の定期健康診断で頭痛を訴え頭痛薬を処方され、一九日には出勤途中で引き返し、結局、同日から二三日までは出勤しなかった（有給休暇二日、フレックス休暇一日、休祝日二日）。

以上の経過の後、平成八年九月二四日、Ｚは排気ガスで自殺した。

本件は、Ｘらが、Ｚの死亡はＹらの過失が原因であるとして、損害賠償および退職金・弔慰金の支給理由の違いに基づく既払い分との差額を求めた事件である。一審（浦和地判平成一三年二月二日判決（労判八〇〇号五頁））は、Ｘら、特にＸ１が本件事故に果たした役割をある程度は認めている。しかし、以下のように、Ｙ２及びその使用者たるＹ１の責任を認めた。(i)本件諸事情に照らし、Ｚの自殺の危険性は予見可能であった（予見可能性の認定）。(ii)業務上の指揮監督権限を有する以上、「日ごろから従業員の業務遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して従業員の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を

負う」にもかかわらず、使用者に代わり指揮命令権限を代行する立場のＹ２に、それを怠った過失があった（注意義務違反の認定）。(iii)認定事実から、Ｚのうつ病罹患の事実「は必ずしも明らかでないが、自殺を惹起するような精神的疾患に罹患していた」（自殺の前段階疾患罹患の認定）。(iv)後述するＺ固有の要因の他に、Ｙらの行為とＺの自殺との間に三割の割合で因果関係が認められる（割合的因果関係の認定）。(v)損害額中の逸失利益は、Ｚの課長昇進を前提に算出される。退職金・弔慰金については、各請求権がＹ１策定の支給規則（規定）に基づき発生するものであり、本件不法行為に基づくものではないので差額支給は認められない（退職金・弔慰金に関する差額請求を否認する趣旨と思われるが論旨は不明）。その上で、(vi)やはり後述するＸ１の事情、Ｚ及びＸら双方の事情は、信義則上、五割は過失相殺類似の損益相殺の対象として減額すべき（過失相殺類似の損益相殺の認定）。これに対し、Ｘら及びＹらの双方が控訴した。

【裁判理由】　Ｘら控訴請求一部認容、Ｙら請求棄却

１、争点(i)（予見可能性の有無）について

Ｚの通常では考えられない行動や、医師からの診断書の呈示等からすると、「Ｙ２としても、Ｚの精神状態が単た（ママ）る一時的な気分の落ち込みではなく、自分の意志の力では克服できない内的な障害があって、医師の治療によらなければ回復できない病的状態にあること、そして、単にＺの訴えがあるだけではなく、医学的見地からもＺは相当期間の休養を要する状態であったことを知ることができ、このままＺに勤務を継続させた場合にはＺの心身にさらに深刻な影響が及び、状況によっては自殺などの最悪の事態が生じることもあるものと予見できたものというべきである。そして、・・・自殺未遂事故・・・を知った平成８年５月下旬以降はより一層予見が可能であったということができる(※傍線部評者添付)」。

自殺直前の約４ヶ月間は状態が安定していたかに見えるが、本件事情に照らせば、「この間Ｚは理性的な行動を保ち外見上問題のない勤務態度をとるため自己統制のための非常な努力をしていたものと推測でき」、「Ｙ２もこの事実を認識することはできた」。

Ｙらは、ＺがＹ２に医師の診断書を呈示した時点で、Ｘ１としても、Ｚの自殺を予測できていなかった旨主張するが、本件事情からは、確かに、Ｘ１には、「Ｚの自殺が確実に起きるとか、差し迫った自殺の危険性があると・・・までの予見はなかったものということができる」。しかし、仮にＸ１がＺの立ち直りと勤務継続に「期待を抱いたとしてもそのこと自体を直ちに責めることはできず」、Ｘ１は、Ｚを精神科の医院に受診させたり、その身を案じながら様子を見守っていたというべきだから、「Ｘ１及びＹらにＺの自殺企図についての予見可能性があったことを否定する根拠とはならない」。

２、争点(ii)（注意義務違反の有無）について

「前示のとおりＺの精神状態は既に病的な状態にあって、医師の適切な措置を必要とする状況であり、このことはＹ２にも認識することができたものというべきであるから、・・・・・Ｙ１に代わって部下である・・・従業員について業務上の事由による心理的負荷のため精神面での健康が損なわれていないかどうかを把握し、適切な措置をとるべき注意義務に従って、Ｚの心身の状況について医学的見地に立った正確な知識や情報を収集し、Ｚの休養の要否について慎重な対応をすることが要請されていたものというべきであるから、Ｙ２にはそのような注意義務に違反した過失があり、また、Ｙ１も同様に従業員の精神面での健康状態についても十分配慮し、使用者として適切な措置を講ずべき義務に違反したものというべきである（※傍線部評者添付）」。

３、争点(iii)（Ｚがうつ病に罹患していたか否か）について

Ｚの受診時の愁訴内容や複数の客観式試験結果に基づくかかりつけ医の診断、鑑定人医師による意見、等から、「Ｚは遅くとも自殺未遂事故を起こしたころには心因性うつ病に罹患していたものと認めるのが相当である」。

４、争点(iv)（因果関係の有無）及び争点(vi)（過失相殺）について

Ｚは「もともと精神的な負荷に対する耐性に弱い面があったこと」、病の父親への心配とＸ１への申し訳ない思い、その後父親を失ったショック、良き相談相手であったＡへの転勤

内示、Ｚ自身の真面目で几帳面な性格、等の「様々な要因が重なってＺは再度の自殺の企てに及んだものと認められるが、Ｙ２が平成８年５月７日にＺから・・・休暇願が出された際にこれに対し適切に対応をし、あるいは、Ｚが自殺を図ったことがあることを知った時点で・・・・・・、それまでのＺに対する対応の仕方について再考し、Ｚの精神面での健康状態を調査して改めてＺの休養の必要性について検討していれば、・・・Ｚが自殺により死亡することを防止しうる蓋然性はあった」。

「したがって、上記・・・のＹらの注意義務違反とＺの死亡との間には因果関係があるものというべきであるが、上記のとおりＺの再度の自殺の企ての原因には様々な事情が競合し、Ｚの自由な意思が介在している面も否定できず、Ｚ自身の性格や素因から来る心因的要因が寄与しているものと認められ、Ｚの死亡による損害の全部をＹらに賠償させるのは公平を失するものというべきであるから、Ｙらの損害賠償責任の範囲を判断するに当たっては、民法７２２条を類推適用して、Ｚの性格や素因から来る心因的要因を斟酌すべき」である。

「そして、民法七二二条の過失相殺及び同条の類推適用により、上記・・・の事情を併せて・・・・・後記の損害額から八割を控除し、残余の二割についてＸらに賠償させるのが相当である」。

５、争点(v)（損害）について

Ｚの課長昇進を前提に算出された逸失利益は、本件事実関係の下では不適当。同学歴同年代の男子労働者の平均収入を基礎に算定すべきである。

また、退職金・弔慰金の支給理由の違いに基づく既払い分との差額請求については、「Ｚの自殺企図には本人の性格や素因が大きく関与していたものであって、Ｚの死亡は業務上の死亡にはあたらない」。

【参照条文】民法七〇九条・七一五条・七二二条

【分析】

一　一・二審間の事実認定の相違

本件では、まず、一、二審間の事実認定の違いが重要である（その証左として、二審は、事実に関する争点について、改めて補足的証拠説明を加えている）。

特に、Ｚの妻であったＸ１が、積極的にＹ２らを扇動し、あるいは自らＺを追いつめる役割を果たしたか、に関する認定の違いが顕著であり、かつ結論に重要な影響を与えている。例えば、平成七年六月五日のＡ、Ｚ、Ｘ１間の話し合いにつき、二審は、Ｘ１がＺの辞職をやむを得ないと話した旨認定しているが、一審は特に認めていない（平成八年四月二二日のＸ１、Ｙ２、Ａ間の話し合いについても同様）。同月八日にＸ１がＹ１までＺを尾行し、逡巡するＺをＡＢに依頼して社屋に入れさせた意図についても、一審は、Ｚに仕事を継続させようとする行為の一環と捉えているが、二審は、退職に同意した上で心配だったから、との趣旨で捉えている。また、平成八年四月二三日にＹ２とＡがＸ１方を訪れた際、二審は、Ｘ１がＹ２に勤務継続へ向け、Ｚの説得を約束した事実を新たに認めると共に、その趣旨が、あくまで懲戒解雇を避けるためだった、としているが、一審は、前日になされたＺの勤務継続の方針決定を受け、Ｙ２、Ａと共に、その方向へ向けた説得を行った旨のみ認定している。要するに、一審では、Ｘ１の積極的役割を認定しているが、二審では、Ｙ２の積極的役割を認定している。この認定の違いは、後述するように、賠償額決定に少なからぬ影響を及ぼしている。

また、二審は、一審が確定しなかったうつ病への罹患を確定しているが、これはＹ側の予見可能性を補強する意味もあるように思われる*1。

二　賠償額決定の法的構成

二－一　事故の発生要因

本件では、以下のように、Ｙ側の過失の他に、被災者の本人要因、家庭要因を含めた複数の要因が事故の発生に作用したことが認められている。

一審：(1)割合的（＝部分的（以下同じ））因果関係論により寄与度減責の対象とされた（Ｚ固有の？心理的）要因－(a)一郎（父親）の病気とＸらに負担をかけていることの後ろめたさ、(b)一郎の死亡、(c)Ｚ自身の真面目で完璧主義、他人に悩みを明かせない性格、(d)課長の職責を的確に果たせない不満、(e)Ｙ２やＸ１に悩みを理解してもらえず、仕事に追いつめられていったことへの不満、(f)Ａへの転勤内示による精神的喪失感。(2)過失相殺類似の損益相殺の対象－<Ｘ１の事情>(a)平成七年六月八日、Ｚを尾行し、社内に連れ込むようＡに依頼し、事後報告を受けていたこと、(b)自殺未遂に用いられた車をその後もＺに使用させ続けたこと、(c)平成八年四月二二日の話し合いでＺの勤務継続方針を確認し、翌二三日にはその方針に沿って説得を行ったこと、(d)平成八年五月、Ｚが診断書をＹらに提出したことを確認しなかったこと、(e)退職届の提出を本人に任せきりにしていたこと、(f)Ｙ１の関連会社からリースで自動車を購入したり、Ｙ２に中元や梨を送るなど、Ｙとの結びつきを維持する行為を行っていたこと。<Ｚ及びＸら双方の事情>(g)自殺未遂や診断書撤回の事実をＩ医師に報告せず、定期的な通院を怠ったこと、(h)自分の悩みを他者に率直に相談しなかったこと。

二審：過失相殺の類推適用の対象－(あ)精神的なストレス脆弱性（一審(1)(c)に近い）、(い)一審(1)(a)に同じ、(う)一審(1)(b)に同じ、(え)一審(1)(f)に同じ、(お)一審(1)(c)に同じ。中でも「Ｚ自身の性格や素因から来る心因的要因が寄与している」とされていることから、(あ)や(お)が重視されているといえよう。

賠償額決定にこうした要因を斟酌するに当たり、一審は、因果関係の判断において寄与度概念を用いて割合的因果関係論を展開し、更に過失相殺類似の損益相殺*2を行っている。他方、二審は、寄与度概念（割合的因果関係論）は用いず、それら要因をすべて過失相殺（の類推適用）論で処理している。実際には、両審級で考慮されている要素はかなり重複しているから、少なくとも本件における法的構成のあり方は、後付け的な意味しか持たないようにも思われるが、他のケースに及ぼす影響を考え、本評ではあえてこの点を中心に論じる。

二－二　因果関係論ないしそれと過失相殺法理との関係～一審判決の法理的問題～

本件では、「相当」因果関係との文言は一・二審通じて全く用いられていない。しかし、一審のように因果関係について寄与度概念を用いる場合、一般的には割合的因果関係とほぼ同様の意味で、「相当」因果関係との文言が用いられてきた（もっとも、「相当」因果関係の趣旨は多様だから、二審のいう「因果関係」と同様、結果との関係で独立的に用いられることもある）。他方、二審は、本件事故の発生に、本人要因、家庭要因を含めた複数の要因が作用していることを認めつつ、Ｙ２の過失と事故との「因果関係」の存在は一応全面的に肯定し、それ以外の要因は過失相殺の類推適用で処理している。法的な価値判断の加わった「相当」因果関係はともかく*3、本来の因果関係は、あくまで原因事実（またはある命題）と結果事実（または別の命題）の関係を意味し、とりあえずは他の影響要因を問わず（従って、十分条件的因果関係のみならず、必要条件的因果関係の場合も含め）、独立して結果との関係が判断されるものだから*4、二審がこれを端的に「因果関係」と称した理由は理解できる。

ただし、一審が採用した割合的因果関係論は、それ自体、理論的に一定の危険性を持つことに留意しなければならない。確かに、加害者の責任決定に際して寄与度という用語を用いて割合的解決を示した判例はかなりの多数にのぼる*5。しかし、そこで精緻な理論的分析がされていたかは疑問である。割合的因果関係論は、①因果関係の競合から出発し、②それぞれの「因果関係上の影響力」に固有の大きさを与え、③その大きさに対応した「部分的な因果関係」を観念し、④全体の損害に対する部分的な因果関係の存在から責任を基礎づける、という論理的な過程を前提としている*6。要は、本来不可分な因果関係をなかば無理やりに分離しているのである*7。従来、判例は、これらの過程に介在する価値判断について十分な説明を加えておらず、本件一審も同様である。前述した因果関係本来の意味を考えれば、部分的因果関係論を採用するには相応の根拠が必要となるはずである。

次に、一審の示した割合的因果関係論と過失相殺類似の損益相殺の関係について、問題を

感じる。一審の採用した割合的因果関係論では、たとえ一つの結果に複数の要因が作用していても、認められた三割の寄与度の範囲では、独立した完全な因果の流れ、すなわち他の因果関係との競合関係があると想定しているはずである*8。繰り返しになるが、これは、本来不可分な因果関係を、つまりは不可分な結果損害についても、無理やり分離していることになる。であれば、それ以上に過失相殺制度の援用によって、寄与度減責を図る必要はないとも言えそうだが*9、確かに、後者による処理は、（α）「被害者の過失」に何らかの意義を認めるアプローチであるのに対し、前者による処理は、（β）責任の縮減ではなく本来の責任範囲の決定であり、加害者の責任限定に焦点を当てたアプローチである、という意味で本質的な違いがある*10。よって、その趣旨を忠実に踏まえれば、両者の並立と区分は不可能ではない。しかし、この場合、本件で、三割の（割合的）因果関係の認定にあたって斟酌された他の影響要因と過失相殺類似の損益相殺の対象とされた要因とは別個のものでなければならないはずである。なるほど、一審は、前者にＺ固有の心理的要因を挙げ、後者にそれ以外の要因を挙げようと努めた痕跡は認められる。良心的に解釈すれば、Ｚ固有の心理的要因は、原告側（被災者）の「過失」の問題ではなく、まさに（β）加害者の本来的な責任範囲の決定問題、と考えたのであろう。とはいえ、その基準は必ずしも明らかではなく、結局、両者が実質的に重複している。例えば、前者の要因として挙げられている中にも、Ｚ自身にはどうしようもない外的環境要因も含まれており、後者で挙げられているＸらの行為によるものもあり、これらをＺ自身の「感じ方」として捉えるには無理がある。つまり、同じ理由で二度損害額を差し引いている。この意味でも二審の処理方法の方が妥当と考えられる。

このように、一審の論理には、寄与度減責において割合的因果関係論を用いること自体の原理的、法理的な危険性、重複的減責の危険性、等々の問題点があり、これらへの懸念から、二審はその法的構成を排したものと考えられる。では、二審の採用した過失相殺（の類推適用）論に問題はないのだろうか、以下で検証を試みる。

二－三　過失相殺（の類推適用）論～二審判決の法理的問題～

前述のように、二審は、「Ｚ自身の性格や素因から来る心因的要因」を過失相殺の（類推）適用の主な対象としている。本件の最重要論点はまさにこの点にあり、このような素因斟酌的判断に関する法的問題については、評者自身、民事損害賠償責任領域に詳しい窪田充見教授の研究に依拠しつつ既に論じたことがある*11。しかし、その後、労使間の衡平の観点等から見解を改めた点もあるので、以下では本件に即しつつ、その点も明らかになるよう論じることとする。

まず、本判決では、素因のみならずＺの性格（「真面目で几帳面・・、仕事については完璧を期そうとし、責任感が強く、自責傾向があって、悩みを他人に話すなどして発散させることを苦手とする性格（労判八五二号八四頁）」）を含めて心因的要因とし、斟酌の対象としている*12。しかし、ここで挙げられたＺの「性格」は、素因とは異なる。そもそも素因とは、「遺伝的、本質的、体質的にある特定の疾病にかかりやすい状態をい*13」う。疾病の元となる病的状態を意味する基礎疾患や、一定程度に回復しているが既に罹患状態にある既存疾病とは違い、疾患や疾病ではないものの、個性の多様さの範囲内にある性格傾向でもない。一般論としては素因斟酌的立場を採った電通事件最二小判（平一二年三月二四日（労判七七九号一三頁他））でも、労働者の性格が「労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない・・・・・場合には、裁判所は、業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求において使用者の賠償すべき額を決定するに当たり、その性格及びこれに基づく業務遂行の態様等を、心因的要因としてしんしゃくすることはできない」、とされている。たしかに、近年の過労自殺事案では、電通事件におけるような（常軌を逸した）長時間労働のみならず、突発的なものを含め、むしろ産業ストレス発展型災害事案と呼ぶ方が適当とさえ思われるほど、様々な精神的・肉体的負荷（ストレッサー）を業務の負担と捉えている。しかし、電通最判は、「業務の負担が過重であることを原因とする損害賠償請求」一般を射程に捉えており、また、その判旨は、企業に雇用される労働者の性格の多様性、使用者がもつ配置権限、を前提に展開されている。従って、その趣旨は、本件のような類型の事

案にも十分に妥当しよう*14。現に、みくまの農協（新宮農協）事件（和歌山地判平一四年二月一九日（労判八二六号六七頁））では、たしかに結論的には「過失相殺ないし同類似の法理」により七割もの賠償額減額がなされているが、斟酌された心因的要因は、あくまで「素因（精神疾患）」であったと明記されている（ここでは横に（精神疾患）と付されている点が注目される*15）。よって、素因に至らない性格傾向については原則的に減責対象とすべきではなく、評者の見解も、この点では従前から変わっていない。

他方、素因が認められる場合をどう考えるか、は難題である。そもそも素因の定義自体が曖昧である。確かに本件では、Zに十二指腸潰瘍の経験もあり、「もともと精神的な負荷に対する耐性に弱い面があったこと（労判八五二号八四頁）」、等がそれと考えられているようにも見える。しかし、前述の性格傾向とは、表現上の相対的な違いしか見出せない。結局、判決にいう、同様の立場に有る者が、同様の条件で「自殺を企図するといった事態が起きることは通常考えられないから」、ということから後付け的に素因の存在を認めているようにしか思われない*16。それでも、素因の存在が明確になったと仮定した場合はどうか。従来の判例は、交通事故関係を中心に、被害者側の事情で加害者側の責任効果を左右するのは適当でないこと、等を根拠に、被害者の過失を客観化し、素因斟酌的判断を行ってきた。この点に関しては、評者は前作*17から若干見解を改めた。窪田説に依拠しつつ評者が前作で述べた素因斟酌説批判を整理すれば、以下の通り。

第一に、本件のような作業関連自殺事案では、交通事故被害者の自殺事件判例が参考にされて来たようだが*18、交通事故事案では、その数の増加に伴う定型的処理の必要性があり、必ずしも十分な論拠が示されていたわけではない*19。

第二に、素因保有者は、素因の性質や程度によっては損害を回避する可能性を奪われることもあるから、素因斟酌的判断は、結果として素因保有者の行動の自由を奪うことになりかねない（素因に達しない性格傾向を斟酌する場合にはなおさらである）。

第三に、いかに類推適用とはいえ、「過失」相殺という以上、被害者側の「過失」判断において、加害者との関係における不注意を一切問えない事情を斟酌するのは、その制度趣旨に反する*20。

第四に、比較法的にも、独英米では、仮定的因果関係が認められる場合等に一定の制限こそあるものの、「虚弱な者に対して不法行為をなした者は、健康な者に加害をなした場合と同様に扱われるべきことを主張し得ない」、ないし、「不法行為者はその被害者をあるがままに引き受けなければならない」、との原則が確立している*21。

第五に、公平概念は多元的であり、素因斟酌説の想定する公平は、①具体的加害者と可能的加害者間の公平でしかない。その他にも、②具体的被害者と可能的被害者間、③具体的加害者と具体的被害者間、等様々な視点から公平をはかり得る。また、①は、現行損害賠償法が刑罰的要素を排除し、原状回復を目的としていることからも、絶対的とはいえない*22。

第六に、先述したように、企業には労働者の配置権限を含む指揮命令権限があり、素因を有する者の事故発生の危険ないしその防止に大きな支配力を持っている。よって、そのような危険は加害者側の危険としても把握することが可能である*23。むろん、この点での責任は、過失に基づく不法行為責任によって一次的に使用者側に負担されている、ともいえようが、素因そのものへの影響可能性という意味では、労使関係の特殊性を維持しているように思われる。

第七に、前作では触れなかったが、企業には労働者（求職者）の採用権限があり、また、うつ病親和性と紙一重とも言える「真面目で几帳面・・・」な性格の求職者を好んで採用する傾向を考えれば、彼が「不幸にも自殺したとき、そのことを理由に減責されるのは信義則上肯定されるべきではない」、とする説*24にも一定の説得力を感じる。

むろん、以上のうち第一ないし第五点目を述べる窪田説は、安易な素因斟酌を戒めるものに過ぎず、加害者との関係で被害者側に帰責性の認められるケースへの過失相殺規定の（類推）適用を否定してはいない。その帰責性も、事後的に評価される価値規範（加害者との関係での「自己の法益の危殆化」回避義務の内容）に照らして客観的に判断される、という立場を採っている*25。しかし、制度趣旨を重視して、あくまで被害者の過失（過責性）を追求

する姿勢を崩さない。他方、通説判例の立場を採る橋本説[*26]は、不法行為法における過失責任原理は、あくまで被害者から加害者への損害転嫁に妥当する原理であって、被害者に損する損害の一部留保に過ぎない過失相殺にはなじまない、等として、被害者サイドの所有者危険負担原則を重視し、被害者の過失の客観化を図る。

評者は従前、上のような趣旨を述べる窪田説の方が橋本説を論理的、法科学的に凌駕している、と考えていたが、その後、次のような反論可能性に思い至った。

まず第一点目について、窪田説は、結局、従前の素因斟酌的判断の論理的裏付けの不十分さを非難しているわけだが、例えば交通事件に関する裁判例が、真に法理的検討を怠っていたか、についてはにわかに断じ難い面もある。過失相殺における過失の解釈は、加害者の責任認定要件としての文字通りの「過失」と同様のものとする考え方から、社会共同生活における信義則上の義務違反、潜在的過失、不注意で足りるとする考え方を経て、ついには単なる不注意すら必要なし、とする純粋な客観説の立場にまで展開していったが[*27]、こうした過失概念の客観化を支えたのは、過失相殺制度を、「損害の公平な分担という見地から妥当な損害額を定めるための調整的機能を有する制度」と理解する実態的な「衡平[*28]」観であった。つまり、いかなる法科学的根拠を述べたとしても、加害者に左右できない事情が結果に寄与したと考えられる場合に、その責任を遍く同人に負わせるのは酷に過ぎる、という合理的な調整感覚が働いた結果と言える。確かに、交通事故事案では、事件数の多さや自賠法制定による責任保障制度の確立等も後押しとなったであろうが、最二小判昭和三九年九月二五日（民集一八巻七号一五二八頁）が、以下のように述べているのも、そうした趣旨に出たものと察する他はない。「不法行為における過失相殺については、裁判所は、具体的な事案につき公平の観念に基づき諸般の事情を考慮し、自由なる裁量によつて被害者の過失をしんしやくして損害額を定めればよく、所論のごとくしんしやくすべき過失の度合につき一々その理由を記載する必要がないと解するのが相当である」。むろん、素因斟酌説にも一定の法理的根拠がないわけではなく、素因斟酌問題を危険負担問題と解した場合にも多様な解釈があることは、既述の通りである。翻って窪田説をみても、「加害者との関係での自己の法益の危殆化回避義務」を被害者に求めているのであって、加害者に酷なばかりの公平観を示しているわけではない。しかし、こと素因については、完全な素因斟酌否定論に繋がり易く、その限りで客観説を含めた素因斟酌説の採る公平観とは相容れない。そして、こうしたことは、まさに過失概念の客観化傾向を批判する第三点目についても同様に言える。

第二点目について、たしかに窪田説は、（法）理論上の危険性の問題を説いているに過ぎないのかもしれない。しかし、実際問題として、そもそも、事故が生じた場合の、それも加害者側の責任が認定された上での損害額決定の問題のみをとって、本当に素因保有者が行動の自由を奪われる、とまで言えるのか疑問が残る。さらに、そのような社会的妥当性を加味するのであれば、逆に使用者側でも、素因ないしはそれに至らない性格傾向を持つ者の採用抑制や解雇を助長する結果になりかねない危険性も加味すべきであろう。同じことは、第七点目についても言える[*29]。

第五点目については、先ず、現行民事法の採る原状回復原則から①の公平観を重視できない、との論理については、損害額そのものの問題と損害額決定のルールは異なる、と反駁できる。窪田説は、民事事件では、同程度の過失により生じた事故でも相手方が高価格車であった場合と低価格車であった場合にも加害者の賠償額が異なる、との例を挙げるが、それはあくまで損害額そのものの問題であり、損害額決定ルールとは別問題と考えられる。また、②については、通常は、被害者（素因保有者）側こそ、自らの素因を把握できるはずだから、事故についての予測可能性、回避可能性のある範囲では、応分の責任負担をなすべき、とも言い得る（第六点目についても同様に言える）。③については、加害者と被害者の公平を図るからこそ素因斟酌をなすべき、とも言え、要はオール・オア・ナッシングではない解決を示唆する観点と考えるのが妥当であろう。

しかし、特に労使関係における産業ストレス発展型事案に関する限り、素因斟酌否定論は、以下のような点で、依然として説得性を失っていない。すなわち、第一点目のうち、特に素因斟酌的判断がその価値判断についてやはり十分な論理的説明を欠いている、という点、ま

た、交通事件と労働事件では、労使関係の密接性、他人決定的性格等、種々の相違点がある点（こうした点で、第六点目、第七点目の説示も正当化されよう）、さらに、現時点では、労働事件は、少なくとも事件として顕在化する数が交通事件ほど多くないので、丁寧な判断が可能な点、等。第四点目についても、評者自身、詳細な比較法研究を経ていないので何とも言えないが、窪田教授の研究に依拠すれば、たしかに「日本の常識、世界の非常識」ともなりかねない*30。

結論的に、現時点での私見は、素因斟酌の可否は、オール・オア・ナッシングでは判断できず、しかし上記のように斟酌説が斟酌否定説を凌駕しきれていない状況に鑑みると、おおよそ、労働者側二五％負担、使用者側七五％負担を原則的な基準とし、これに、素因の強度、素因に対する使用者の影響可能性、加害者の犯した過失の性質、等の事情を加味し、個別的な調整、判断をなすより他ないものと考える。

これを本件に当てはめれば、(i)素因にせよ、単なる性格傾向にせよ、被災者の心因的要因が自殺に大きく影響したと考えられていること、しかし、(ii)一審の認定した、課長の職責を的確に果たせないと本人が考えていた事情（前述の(1)(d)）や、Ｙ２やＸ１に悩みを理解してもらえずに仕事に追いつめられていった事情(同じく(1)(e))、一・二審共に認定した、同僚Ａへの転勤内示により精神的喪失感を受けた事情(同じく(1)(f)及び(え))、等は、Ｙらでコントロール可能な事情でもあったこと、他方、(iii)Ｙらが尽くすべきであったとされる注意義務の水準は比較的高いレベルのものではあったが、現代のストレス対策に関する啓蒙の拡がり等に照らすと、従前の労務管理のあり方に対する反省の欠如は咎められてしかるべきであること、等を総合して考えると、八割の賠償額減額はやや過大なようにも思われる。

三　おわりに

過労自殺事案では、当初、司法でも長時間労働が主なリスクファクターとして採り上げられていたが、その後、行政の労災認定基準に先んじて、より多くのストレッサーが採り上げられれるようになってきている。本判決は、「Ｚの心身の状況について医学的見地に立った正確な知識や情報を収集し、Ｚの休養の要否について慎重な対応をすることが要請されていた」、として、少なくとも安全配慮義務法理が形成された初期に比べれば、はるかに高いレベルの注意義務を使用者に課しており、その意味では、そうした判例傾向の一環（ないし更に一歩進めたもの）ということもできる。しかし、本件におけるように、リスクファクターが誰の目にも明確なものではなかった場合には、心因的要因を中心として、被災者側の要因も複合的に作用して自殺が招かれたと評価され易く、このようなケースにつき、判例は、過失相殺の類推適用等、様々な手法を用い、賠償額の大幅な減額を行ってきた。これは、注意義務で多くのリスクファクターを拾い上げながら、賠償額決定レベルでその分を割り引く、いわば「上げたり下げたり（ジェット・コースター）」判決、と喩えることもできなくはない。法理上も、本来、加害者の過失に関する判断と責任要件充足後の過失相殺法理とは繋がっている。

論理形式的に企業側の過責性を認め、糾弾しつつ、賠償額決定レベルでは被災者側の素質も問う、という意味では、これこそ産業ストレス発展型災害事案の特質、ということもできるかもしれない。しかし、仮に、それが単に目に見え難いリスクファクターを創出した企業の過失を賠償額決定レベルで過小評価する結果に結びついてしまうとすれば、必ずしも妥当な結論とならない危険性もある。

他方で、特に現在のように不況下にあって、事業主自身が厳しい競争条件に煽られる中で、企業内の各単位で労働者自身にも小事業主意識を持って職務に従事して欲しい、と求めること、また、司法レベルでの無制限な注意義務（安全・衛生配慮義務）の拡大に不安を感じること、も理解できなくはない。確かに、現時点では、こうした事案において、業務の過重性、注意義務の内容、うつ病、相当因果関係、素因等々、法的判断に際しての重要事項であるにもかかわらず、どう見ても後付け的な認定判断が行われている、と思われる要素も少なくない。

このうち、産業ストレッサーについては、現在、様々な方面から科学的研究が進められて

いるが、今後、こうしたリスクファクターについて、より信頼性、妥当性、経済性の高い測定ツールの開発が進み、予防と補償の両面で活用が可能となることも、問題解決の重要な条件と考えられる。

《脚注》

*1たしかに、過労自殺（ないし産業ストレス発展型災害）に関する裁判例は、自殺の前段階にうつ病を認定する例が多い。これは、穿った見方をすれば、そのことが災害の業務起因性の認定に積極的に作用することにもよるように思われるが、協成建設工業ほか事件札幌地判平成一〇年七月一六日（労働判例七四四号二九頁）のように、「心身の極度の疲労」状態のみを認定する例もある。

*2一審は、おそらくは後述するような過失相殺に関する法理研究の存在を意識して、その（類推）適用ではなく、「類似の損益相殺」という構成を採用したように思われる。しかし、両者共にそもそも信義則に根拠を持つことに変わりなく、かつ過失相殺制度を基盤としている以上、前者に関する法理は後者にも適用可能と考えられる。

*3割合的因果関係論や部分的因果関係論と相当因果関係論の密接な関連性については、窪田充見『過失相殺の法理』（有斐閣、一九九四）一八七頁の他、西原道雄「シンポジウム『過失相殺と損害賠償の減額』（報告）」交通法研究一二号（一九八四年）一一頁以下等を参照されたい。

*4だからこそ、改めて過失相殺が必要になるのである。ちなみに、同制度の起草に関わった梅謙次郎法典調査会委員は、責任要件を充足する加害者は被害者の損害の不可分な損害の完全な賠償責任を負担すべきことを前提に、他方で可分な損害については原案にあった不法行為規定のみで責任範囲が限定されるので、過失相殺制度は必要ない、と主張していた。これは、不可分な損害について因果関係の競合とそれに応じた責任制限を認める割合的因果関係論とは異なる。現行過失相殺制度は、こうした主張を敢えて排して形成されたものである。詳細は、窪田前掲書一四八～一五六頁、また勝本説について論じた一八二～一八四頁等を参照されたい。

*5例えば、窪田前掲書五二頁、五四頁脚注（一）。

*6窪田前掲書五六頁。

*7この点につき、特に窪田前掲書五八頁を参照されたい。

*8窪田前掲書五三、五四頁参照。

*9特に、割合的因果関係論を過失相殺制度の一環と考えれば、そう言えよう。

*10特に窪田前掲書一八六、一八七頁を参照されたい。

*11拙稿「電通事件－過失相殺の類推適用に関する判断を中心に－」日本労働法学会誌九七号（二〇〇一年）二六八～二七九頁。

*12この点につき、例えば石井保雄「従業員の自殺と使用者の民事責任－電通事件以降の裁判例の動向－」労働判例八四七号（二〇〇三年）一〇、一一頁を参照されたい。

*13労働省労働基準局補償課編『精神障害等の労災認定』（労働調査会、二〇〇〇年）二八頁。

*14もっとも、例えば東加古川幼児園事件最三小決平成一二年六月二七日（労判七九五号一三頁）は、被災者の「性格や心因的要素」を斟酌し、他の要因と併せ八割もの損害額減責を行った二審大阪高判平一〇年八月二七日（労判七四四号一七頁）に対する上告を、理由不備として棄却している（但し、本件は、ある程度の長時間労働こそあれ、基本的には新しい仕事に対する不安、責任感、環境の変化等が心身の疲労を招来したとされる事案であり、そのような要素を斟酌しやすい事案であったとはいえよう）。

*15もっとも、前掲の素因の定義に従えば、素因と精神疾患とは異なる。また、このケースでは、裁判所が「素因」と捉えた対象が必ずしもはっきりしない。本文で、被災者は「思い悩む性格の持ち主であった」、とされているが、仮にこれが素因と考えられていたのだとすれば、むしろ、性格傾向まで寄与度減責の対象に据えた厳しい判決、といえなくもない。

*16この点、素因を明言したわけではないが、結局寄与度減責を認めたという意味では、前

掲東加古川幼児園事件二審判決についても同様に言える。
*17拙稿・前掲注（一一）。
*18例えば、石井保雄「従業員の自殺と賠償責任のあり方（本件判評）」労働法律旬報一五七二号（二〇〇四年）五〇、五一頁のほか、そこに記載された諸文献を参照した。
*19窪田前掲書六六頁以下。
*20加害者と被害者の双方に過失があった場合に、諸事情を考慮して過失相殺割合を決定すべきことを定めたドイツ民法二五四条も、被害者の「過責(Verschulden)」を過失相殺の前提としている（窪田前掲書二八頁）。
*21窪田前掲書八〜四六頁。
*22窪田前掲書七二〜七四、一七一〜一七三、一九〇、一九一頁。
*23前掲拙稿・注（一一）二七六頁。
*24石井前掲・注（一二）論文一一頁。
*25窪田前掲書一九四〜一九七頁。
*26橋本佳幸「過失相殺法理の構造と射程（一〜五）」法学論叢一三七巻二号一六〜四七頁、同四号一〜四一頁、同五号一〜二一頁、同六号一〜四五頁、一三九巻三号一〜四〇頁、同「過失相殺法理の構造と射程」私法五九号一四二頁以下。
*27例えば、西垣道夫「過失相殺の『本質』論について」不法行為法研究会編『交通事故賠償の現状と課題』（ぎょうせい、一九七九年）二六〇頁以下。
*28法技術的な解決のみならず、より上位の合理性感覚から全体的バランスを考えた分配のこと。
*29第七点目についてさらに言えば、むろん、多くの裁判例でも示唆されるように、真面目で几帳面な性格の者が、企業の人事・労務管理に（法的）瑕疵のある状態で、必ずうつ病に罹患し、また自殺にまで追い込まれるわけではない。しかし、そのような者を好んで採用すれば、一定数は、そうした瑕疵に煽られて災害に見舞われる者が生じ得る、ということは言えよう。
*30もっとも、前掲の橋本説が被害者サイドの所有者危険負担原則を重視する姿勢は、ドイツとの比較法研究からも導かれている。